

京都市事務分掌規則及び京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年9月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市事務分掌規則及び京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則  
(京都市事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款医療衛生推進室の項中「生活衛生係長」を「生活衛生係長 民泊新法企画係長」に改める。

(京都市保健所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表医療衛生推進室の項中「生活衛生係長」を「生活衛生係長 民泊新法企画係長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)